

平田村一般廃棄物処理基本計画

令和4年4月

平田村



目次

1	計画の基本的事項-----	P. 1
(1)	計画の目的	
(2)	計画の位置付け	
2	村勢の概況-----	P. 1
(1)	地勢・地形・地質・気候	
(2)	人口動態	
(3)	産業の動向	
3	ごみ処理の実態-----	P. 4
(1)	ごみ処理の体系	
(2)	一般廃棄物処理施設	
(3)	ごみ処理	
(4)	ごみの排出量	
4	計画の基本方針と目標-----	P. 7
(1)	基本理念	
(2)	計画の基本方針	
(3)	計画の目標	
5	ごみ減量化施策-----	P. 9
(1)	村民が取り組むこと	
(2)	事業者が取り組むこと	
(3)	村が取り組むこと	
6	持続可能なごみ処理体制に関する基本的事項-----	P. 10
(1)	分別収集の種類及び区分	
(2)	ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	
(3)	持続可能なごみの処理体制に関する事項	
(4)	その他ごみの処理に関し必要な事項	
7	計画の進行管理-----	P. 12
(1)	実施計画の策定（P l a n）	
(2)	環境施策等の取り組み推進（D o）	
(3)	取り組み状況の点検評価（C h e c k）	
(4)	事業等の見直し（A c t i o n）	

1 計画の基本的事項

(1) 計画の目的

本計画は、一般廃棄物について、長期的・総合的視点に立ち、計画的な処理の推進を図るための基本方針となるものである。

(2) 計画の位置付け

① 他計画等との関係

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づき、平田村が循環型社会の形成を目指し、一般廃棄物の排出抑制と適正処理を進めるために必要となる考え方や基本的な方向性を定めるものである。

なお、見直しにあたっては、関連する計画との整合に留意する。

② 計画の対象地域

本計画の対象地域は、平田村全域とする。

③ 計画期間

令和4年度（2022年度）を計画初年度とし、令和12年度（2030年度）を目標年度とした計画とする。

2 村勢の概況

(1) 地勢・地形・地質・気候

本村の全地域が阿武隈山系に含まれ、標高500mから700mの山あいにも囲まれた地域で、周囲には蓬田岳(952.2m)や芝山(819.3m)、十石山(718.1m)などがそびえ、これらの山々から発した小河川が北須川や平田川となり、本村と石川町、玉川村にまたがる母畑湖に流入して阿武隈川水系へ、また一部は夏井川水系へと分水界を形成している。

準平原の隆起に引き続く河川の浸蝕により形成された下流側のV字谷や大起伏・急傾斜地域に対して、その上流側である小起伏・緩傾斜地域が本地域であり、阿武隈高地の中央からやや南部を占め、同高地のほとんど全域を覆う隆起準平原地形の諸特徴である山頂緩斜面・山腹緩斜面や定高性山稜の集中による小起伏面群が特徴的である。

本村の地形はおおむね、蓬田岳山地と北須川流域小起伏地・平田川流域小起伏地と地域区分される。蓬田岳山地は北東に山麓緩斜面、南西に土石流堆積斜面を配し、村北端の孤立峰である同山頂と南端に対をなす芝山山地から、西端のV字谷である千五沢ダム・母畑湖方面へと、なだらかな裾野を引いて村全域の下地をなす一般斜面が連なる中、それぞれの河川流域が狭い谷底平野と砂礫段丘を形成している。

地質構成は、ほぼ全域において中生代白亜紀深成岩である花崗岩及び花崗閃緑岩により構成され、比較的緩やかな斜面が広がり、斜面崩壊等のおそれは低い。しかし、全体に岩盤の風化が著しく進んでマサ化しており、浸食されやすい表層地盤が分布している。

また、河川流域の谷底低地では第四紀完新世の低地堆積物（シルト・砂・礫）の堆積がみられる。

地域の土壌は第四紀の沖積土が多く、下層は砂礫土、上層は砂質壤土と酸性腐植土からなり、地力

は低い。地域のほとんどが乾性褐色森林土壌及び褐色森林土壌であり、細かい樹枝状の谷底低地においては細粒グライ土壌・灰色低地土壌・泥炭土壌が分布し、一部緩斜面に黒ボク土壌が点在しているが生産力はやや低い。

気象については、本村のほぼ全域が標高 450m以上の阿武隈高地に位置し、山間高冷地の自然条件下にあるため地理的に冷害の痛手を受けやすく、その深刻な被害は広範に及ぶことが多い。過去3年間の平均では、平均気温 10.0℃、降水量 1,313mm となっている。(気温観測地点：石川消防署平田分署、降水量観測地点：乙空釜浄水場)

標高が高く山間地帯であるため、春の到来が遅い上に秋の来るのは早く、晩霜が多い。冬の積雪量は比較的少ないが、12月から3月までの寒気が厳しく凍結は甚だしい。

(2) 人口動態

人口の推移をみると、昭和 55 年には既に人口減少段階に入っている。昭和 60 年までは微減で推移していたものの、平成 7 年から人口減少が一気に加速し、平成 22 年には 7,000 人を割り込んだ。

平成 27 年には 6,505 人と、この 30 年間で 2,233 人減少したことになり、昭和 60 年と比較すると減少率は 25.6%となっている。

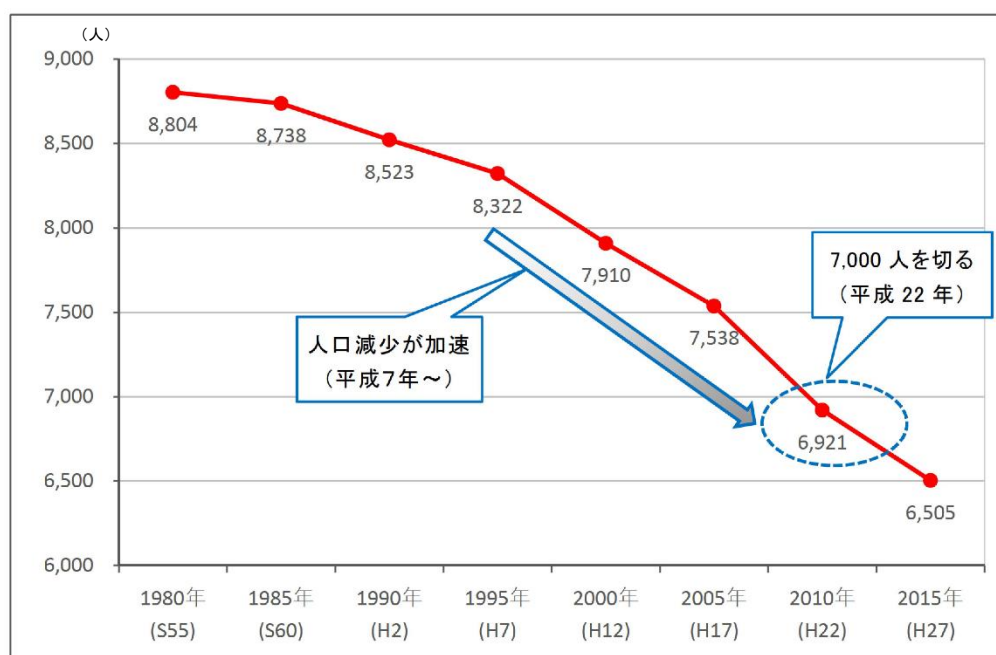


図1 平田村の人口の推移

出典：平田村後期基本計画（国勢調査）

(3) 産業の動向

平成 30 年度の本村の村内総生産は、18,633 百万円となり、前年度と比べ 2%の減少となった。産業別に前年度と比較してみると、第一次産業が 1.5%、第二次産業が 4.2%、第三次産業が 0.9%減少した。

表 1 平田村の産業別総生産

(単位：百万円)

項目	H26	H27	H28	H29	H30
総生産	19,767	19,861	20,467	19,071	18,633
第一次産業	1,574	1,742	1,874	1,902	1,872
第二次産業	7,938	7,573	7,971	6,829	6,538
第三次産業	10,121	10,431	10,549	10,247	10,154
その他	134	116	73	93	69

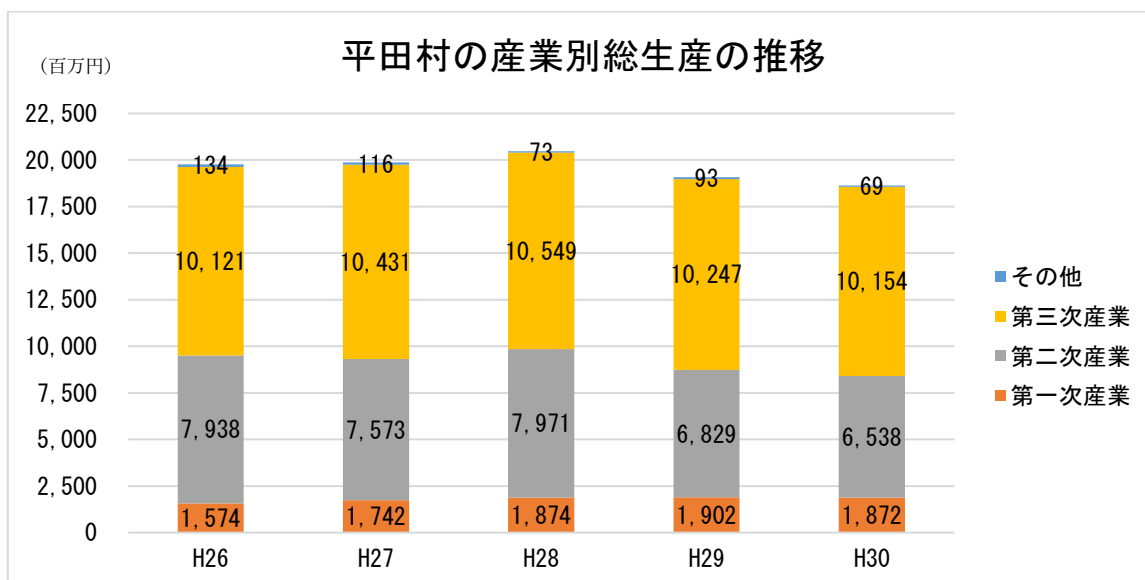


図 2 平田村の産業別総生産

出典：福島県市町村民経済計算年報

3 ごみ処理の実態

(1) ごみ処理の体系

本村では、単独での一般廃棄物処理施設を設置しておらず、中間処理や最終処分については石川地方生活環境施設組合で実施している。

平成 14 年 10 月から粗大ごみ処理施設と最終処分場を併設した「きららクリーンセンター」が稼動したのに伴い、施設組合におけるごみ処理体系を統一した。可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・有害ごみに分別し、排出される。それぞれのごみは、収集または直接搬入によって焼却施設や粗大ごみ処理施設に搬入され、中間処理された後、最終処分場にて埋立処分されている。

(2) 一般廃棄物処理施設

① 中間処理施設

中間処理施設（ごみ処理）

施設名称	石川地方生活環境施設組合 ごみ処理施設
所在地	福島県石川郡石川町大字沢井字川井255番地
処理方式	ストーカ式 准連続運転方式
施設規模	処理能力 30 t / 16 h × 2 炉 60 t / 16 h
竣工	昭和 6 0 年 3 月

中間処理施設（し尿処理）

施設名称	石川地方生活環境施設組合 し尿処理施設
所在地	福島県石川郡石川町大字沢井字川井255番地
処理方式	主処理：高負荷脱窒素処理方式
施設規模	処理能力 100kl / 日
竣工	平成 8 年 3 月

② 最終処分施設

最終処分場

施設名称	石川地方生活環境施設組合 一般廃棄物最終処分場
所在地	福島県石川郡石川町大字山形字大下510番地
埋立面積・容量	面積：9, 7 0 0 m ² 容量：5 5, 0 0 0 m ³
埋立方法	遮水シート+ベントナイト混合土によるもの
埋立期間	約 2 0 年間 (令和 1 3 年度頃までに残余容量がなくなると予想されている)
竣工	平成 1 4 年 9 月

(3) ごみ処理

① 生活系ごみの分別区分と出し方

排出区分については、平成 14 年 10 月から排出区分が組合全域で統一されている。表 2 に排出区分を示す。排出ごみの区分を大きく 5 種（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ）に分け、さらに資源ごみについては 13 区分に分けている。

表 2 生活系ごみの分別区分と出し方

ごみ区分		対象物	排出方法
可燃ごみ		台所用ごみ、布類、木、竹、食用油、紙おむつ、紙くず、革製品等	指定袋
不燃ごみ		瀬戸物、ガラス類、小型家電類、なべ、やかん、工具類、かさ、スプレー缶等	指定袋
粗大ごみ		自転車、たんす、机、椅子、コタツ、ベット、布団、カーペット等	個別収集
資源ごみ	缶類	マークのあるもの	コンテナ
	無色ビン	食用に使用された無色のビン	
	茶色ビン	食用に使用された茶色のビン	
	その他色ビン	食用に使用されたその他の色のビン	
	新聞	新聞、チラシ	紐による結束
	雑誌	本、雑誌等	
	段ボール	商品梱包用の段ボール	
	紙パック	アルミフィルムの貼っていないもの	
	その他紙製容器包装	マークのあるもの	買い物袋など
	ペットボトル	マークのあるもの、ただし、飲料用、酒用、醤油用のみ。	
	白色トレイ	白単一色のみ。	
	発泡スチロール	緩衝材として使用されているもの	
	その他プラスチック製容器包装	マークのあるもの	
有害ごみ		乾電池、鏡、蛍光灯、体温計等	買い物袋など

② 収集運搬体制

収集運搬体制についても、平成 14 年 10 月から施設組合管内で統一が図られている。

収集回数は、可燃ごみが週 2 回、不燃ごみ・資源ごみ・有害ごみが隔週、粗大ごみが随時（個別収集）となっている。そして、収集方式は、粗大ごみの戸別収集を除いては、すべてステーション収集となっており、収集はすべて委託で行っている。

(4) ごみの排出量

① 一般廃棄物の年間総排出量

本村のごみの排出量は、平成 28 年度以降は横ばいに推移している。（令和元年度は、台風等の影響により、計測不能分があるため参考不可）

なお、一人一日当たりのごみの排出量は、平成 28 年度から年々増加している。

表 3 平田村のごみの排出量の推移

区分 (t)	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
可燃ごみ	1,291	1,309	1,400	1,348	1,374	1,413	878	1,335
不燃ごみ	112	104	111	105	102	106	107	122
資源ごみ	172	167	162	156	148	146	147	166
その他ごみ	74	54	100	46	54	47	43	51
総量	1,649	1,634	1,773	1,655	1,678	1,712	1,175	1,674

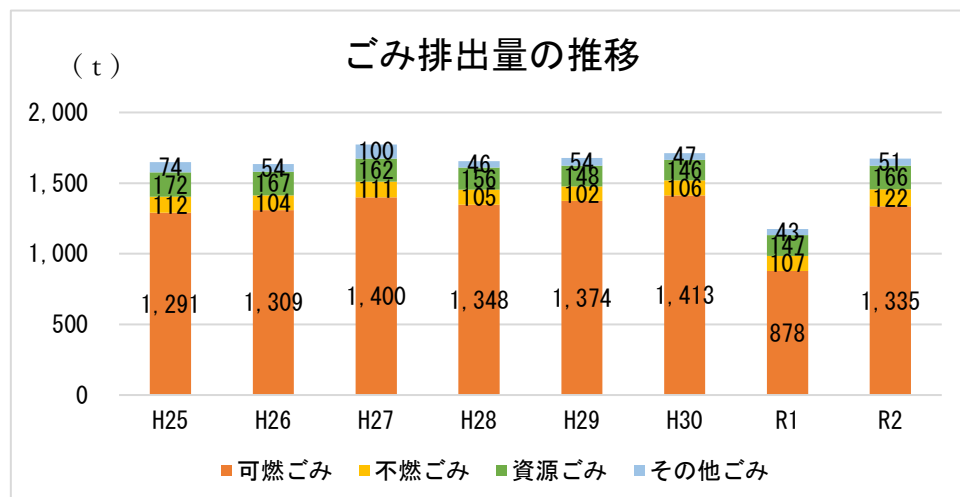


図 3 平田村のごみの排出量の推移

出典：石川地方生活環境施設組合 資料

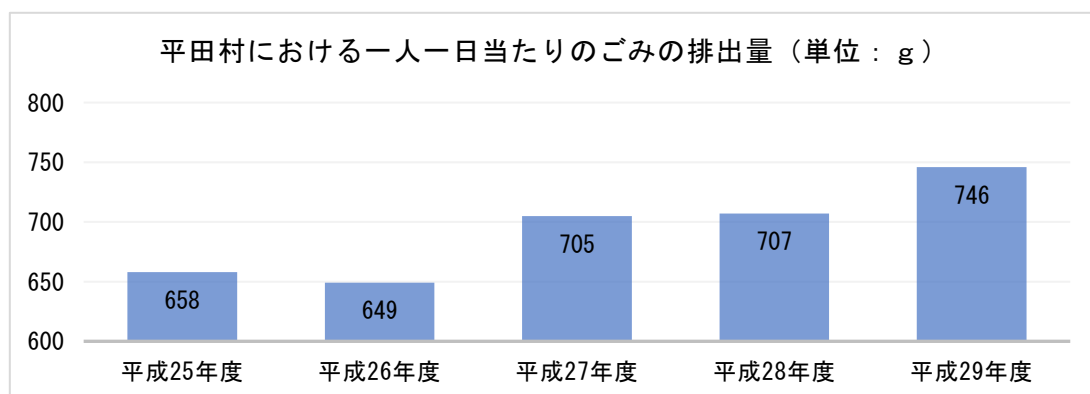


図 4 平田村における一人一日当たりのごみの排出量

出典：福島県の一般廃棄物処理の状況（平成 25 年度～平成 29 年度）

4 計画の基本方針と目標

(1) 基本理念

「第5次平田村総合計画後期基本計画」との整合性を図り、基本目標を「心やすらぐあんしん快適の平田村」とする。また、基本目標を実現するための政策を「環境に配慮した循環型社会の形成」とする。

基本目標の達成には、村民・事業者・行政それぞれの協働への意識が重要であり、本計画においての施策にそれぞれが積極的に取り組み、計画をより効率的に推進していくこととする。

(2) 計画の主要施策・基本方針

① 環境に配慮したごみステーションの設置

景観や環境に配慮したごみステーションの設置を継続し、必要な箇所には防鳥ネットなども配備していく。

② 環境重視のむらづくりの推進

村民・事業者・行政が一体となって環境保全活動を推進し、ごみ分別の徹底と一般廃棄物の減量化対策を講じるとともに、環境重視の特色あるむらづくりを展開する。さらに、豊かな自然環境を次世代へ継承するため、持続可能な循環型社会の形成に向け、自然と共生した持続可能なまちづくりを目指す。

③ 景観の保全・創造

村の景観の保全・創造のため、村民の景観保全意識の高揚を図るとともに、自然景観や農村景観の保全などに努め、総合的な景観づくりを推進する。

④ 環境美化の取組

不法投棄監視員や環境をよくする巡視員のパトロール、不法投棄監視カメラの設置や村民目線による日常的な監視体制の強化で不法投棄の防止に努めるとともに、道路愛護作業など地域協働のコミュニティ活動で環境美化に努める。

(3) 計画の目標

① 人口の将来予測

本村の人口の将来予測を図5に示す。

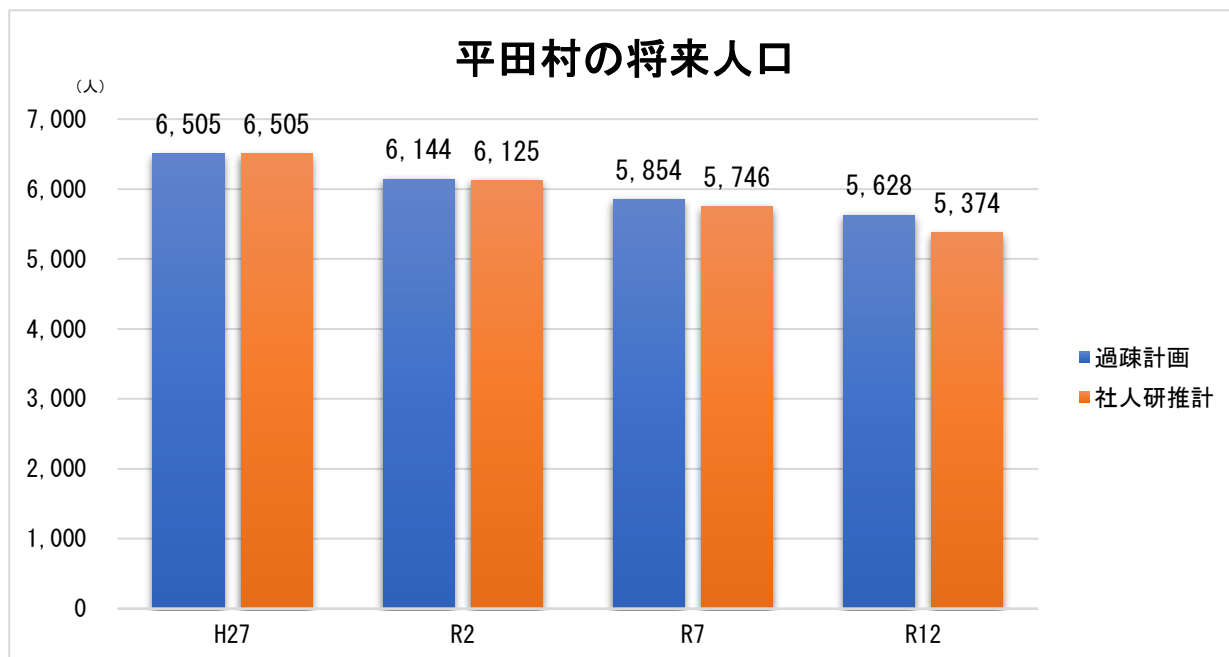


図5 平田村の将来人口

出典：平田村過疎地域持続的発展計画（令和2年度平田村人口ビジョンによる目標人口推計）

国立社会保障・人口問題研究所ホームページ

② 計画の目標値

計画を実現するため、本計画では、一人当たりのごみの搬出量を約10%削減、資源ごみの回収量を30%増加を目指すこととし、以下の数値目標を設定する。

表4 計画の目標

指標名	指標説明	単位	現況値 (令和2年度)	目標値 (令和12年度)
村民一人当たりごみ搬出量	年間の村民一人当たりのごみ搬出量	Kg	197	177
資源ごみ回収量	年間の資源ごみの回収量	t	166	215

5 ごみ減量化施策

村民、事業者は、村が行う施策等に積極的に協力するとともに、それぞれの立場で適切な役割分担により取り組んでいくことが重要である。ごみの減量化については、村民・事業者・村がそれぞれの立場で一体となって取り組むことで最大の効果が発揮される。

目標実現のため、福島県一般廃棄物処理計画にならい、各主体が取り組むべき内容について示す。

(1) 村民が取り組むこと

- ごみの３Ｒ（Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字から）に対する関心を持ち、理解に努める。
- グリーン購入（製品やサービスを購入する際に、環境を考慮し、必要性を検討し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択すること）を心掛ける。
- マイバッグの持参、リユース・リサイクル製品の積極的な使用、ごみの発生の少ない商品の優先的な購入、ばら売り・量り売りの利用など、ごみの発生が少ないライフスタイルへの転換に努める。
- 食品は使い切れる分だけ買う、料理は食べきれぬ分だけ作る、外食時には食べきれぬ分だけ注文するなど、食品ロスを少なくするよう努める。また、生ごみの水切りによる減量化など身近なところからごみの発生抑制、再生利用に努める。
- 不要になったものはフリーマーケットなどで売るなど、まだ使えるものはできるだけ再使用するよう努める。
- ごみの分別ルールに基づいた排出に協力する。
- 小売店などの店頭における資源物の回収システムを積極的に利用する。
- 各種リサイクル法への理解を深め、分別や適正処理に努める。

(2) 事業者が取り組むこと

- ごみの３Ｒの必要性を認識し、事業活動に伴って生じた廃棄物の３Ｒ及び適正処理に努める。
- グリーン購入を心掛ける。
- ３Ｒに配慮した製品の製造、販売、使用に努めるとともに、消費者が使用した後に不要となった製品の回収、再使用、再生利用に努める。
- エコアクション２１などの環境マネジメントシステムを積極的に導入し、環境に配慮した事業活動の展開に努める。
- ごみの分別ルールに基づいた排出に協力する。
- 各種リサイクル法への理解を深め、分別や適正処理に努める。

(3) 村が取り組むこと

- 一般廃棄物の処理責任者として、村内で発生する一般廃棄物を適正処理するための基本となる一般廃棄物処理基本計画を策定（改定）し、計画に基づき、ごみの減量化及び適正処理を推進する。
- グリーン購入を心掛ける。
- 廃棄物処理法に基づき、ごみ処理施設の維持管理等に関する情報の公開を行う。
- ごみの発生抑制、減量化、再生利用、分別が促進されるよう、学校における環境教育や地域コミュニティなどと連携した住民・事業者への普及啓発等、各主体の自主的な取組の促進に努める。
- 生ごみの水切り徹底の啓発を行い、生ごみの減量化の推進に努める。

- ごみの不法投棄等不適正処理に対し、村で設置している監視員や地域住民等との連携協力により、地域ぐるみで監視・通報体制を構築し、未然防止と早期発見に努める。
- 生活排水処理施設の整備については、地域の特性に合わせ、下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽などについて、それぞれの特徴を生かした事業の効率的な推進に努める。
- 公共事業等において、「うつくしま、エコ・リサイクル製品」等の廃棄物の再生利用製品の積極的な使用に努める。
- 国や県が実施する施策に協力し、その効果を確認しながら、地域の実状に合わせて村内での展開を検討する。

6 持続可能なごみ処理体制に関する基本的事項

(1) 分別収集の種類及び区分

① 家庭系ごみ

家庭系ごみの収集は、現行の収集体制を維持する。

② 事業系ごみ

事業系ごみは、事業者の自己責任において適切に処理することを基本とする。事業者は3Rの推進など環境に配慮した事業活動を行い、法令を遵守し、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分への取り組みに努めるものとする。村は、事業系一般廃棄物として焼却施設へ持ち込まれるごみを資源物としてリサイクルするよう推進、協力を求めている。

③ 小型家電

平成25年4月1日から、小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）が施行されました。この法律は、小型家電に含まれる鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルなどの有用な金属を再資源化するためのものである。村では、不燃ごみ（一部粗大ごみ）として回収し、再度分別して資源化している。

④ 適正処理困難物等に関すること

ベッドやソファのスプリング、漬物石、コンクリートブロック、外壁材等は一般廃棄物処理施設では処理できない廃棄物（適正処理困難物）である。近年、小売事業者の流通や販売方式の流動化、家庭で使用される製品の多様化により、適正処理困難物の性質・種類も多様化してきている。村では、拡大生産者責任に基づき、販売事業者や製造事業者へ処理・リサイクルルートの確立を求めると共に、近隣の廃棄物処理事業者と連携し、安全・適切に処理できる体制を構築していく。

⑤ 在宅医療廃棄物に関すること

医療用注射針、点滴針、ペン型自己注射針等、在宅医療廃棄物のうち、鋭利なものについては、事故や感染症拡大の予防のため、直接医療機関に持ち込むこととする。

(2) ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

① 収集形態等

家庭系ごみはステーション方式による収集を基本とし、回数については当面現状と同等とする。

② 中間処理最終処分

本村の一般廃棄物の中間処理・最終処分は、石川地方生活環境施設組合において実施する。

施設組合と連携し、安全で環境負荷が少なくかつ経済的なごみの処理ができる施設の整備に努めるとともに、処理施設や最終処分場の延命化が図れるよう、ごみの減量化に取り組む。

③ 排出指導に関すること

ごみの減量化や分別排出、適正処理について適宜調査を行い、ごみの排出状況を村民に周知し啓発を進めながら、必要に応じて排出指導を行う。調査等に当たっては、個人情報の保護に十分配慮し、必要に応じてその方法を条例で定め村民や事業者理解を求めていく。

(3) 持続可能なごみの処理体制に関する事項

① 経費の抑制

今後、人口減少等により村の財政規模の縮小や一人当たりのごみ処理経費の負担増が予想されることから、企業会計的な考え方を取り入れた環境省「一般廃棄物会計基準」に基づき、ごみ処理に関するコスト“見える化”と分析を行い、村民ニーズやごみ排出量に応じた適正な収集体制を構築していく。

② 許可計画

廃棄物処理法第7条第5項及び第10項の規定を踏まえ、一般廃棄物処理業の許可については、資源循環型社会の形成とごみの減量化・リサイクルを推進する観点から対応する。

基本的な方針としては、本村のごみ減量化への取り組み、現行の許可業者の状況等を踏まえ、収集運搬業については抑制、処分業については内容を精査した上での促進を原則とする。

(4) その他ごみの処理に関し必要な事項

① 環境をよくする推進協議会

平田村環境をよくする条例に基づき設置された協議機関であり、本村の減量化対策などを審議するとともに、幅広く環境行政に対する意見を求める。

② 災害廃棄物対策

「平田村地域防災計画」に対策を定めている。近年、大きな災害が続いていることもあり、より具体的な計画の策定が求められている。そこで、国の災害廃棄物対策指針を踏まえ「平田村災害廃棄物処理計画」を策定し、仮置場の確保、廃棄物（有害な廃棄物や危険な廃棄物等の処理困難物を含む）の分別及び処理方法、さらに周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力体制の整備等により災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために必要となる事項を定める。

③ まちの美化に関する事項

ポイ捨てや犬のふんの放置の防止、清掃活動への参加等、環境美化の取り組みは、村民の「自分の住むまちは自分たちできれいにする」という意識の高揚と内発的な行動の拡大が重要である。

行政との協働により村民1人ひとりの環境美化意識を啓発していく。また、河川クリーンアップ作戦などをはじめとする全村的な清掃活動を実施し、村民の清掃活動への参加を促す。

④ 不法投棄の防止に関する事項

不法投棄監視員と協働し、不法投棄パトロールによる防止・監視体制の構築に勤めるとともに、村民・事業者に対し、所有する土地の適正管理を周知し協力を求める。

また、実際の不法投棄等、廃棄物処理法に違反する事案が発生した際には、国・県・警察と共に適切な対応を行う。

7 計画の進行管理

本計画における施策を着実に推進しごみ減量化を達成するため、施策の進捗状況や目標に対しての到達度を把握し、その状況を評価し、評価結果を施策、目標の見直しにつなげる継続的改善の仕組み（PDCAサイクル）に基づき、計画の進行管理を行う。

(1) 実施計画の策定（Plan）

本計画に掲げられた方針に基づき、適宜『一般廃棄物処理実施計画』を作成し、HP等に公表する。

(2) 環境施策等の取り組み推進（Do）

実施計画に示す個別施策の取り組みを村民・事業者とともに推進する。

(3) 取り組み状況の点検評価（Check）

各施策の進捗状況や目標達成状況等の点検・確認を行い、ごみ処理状況と合わせて村民・事業者等へ公表するとともに、環境をよくする推進協議会に報告する等、意見や提言を踏まえ、評価を行う。

また、排出指導や出前講座、環境イベント等、村民・事業者と直接対話できる機会を活用し、積極的に村民・事業者の意見を聴取し、施策に反映していく。

(4) 事業等の見直し（Action）

点検・評価の結果を基に取り組み内容等の見直しを行う。

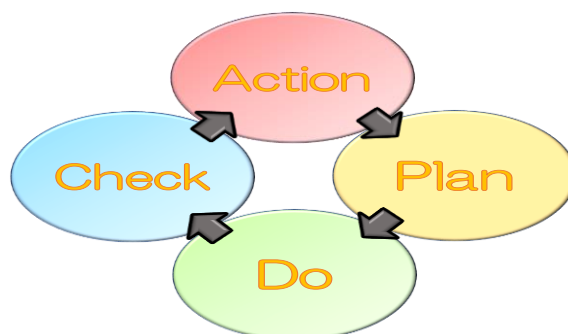


図6 PDCAサイクルのイメージ

平田村一般廃棄物処理基本計画

編集発行 平田村住民課

〒963-8292

福島県石川郡平田村大字永田字切田 116

電話 0247-55-3112 FAX 0247-55-2452
